

火の使用制限について ※毎年1月～5月末

火災予防条例の改正により運用開始となった以下の警報・注意報が発令された場合、焚き火などが規制の対象となります。
消防からの発令状況はフロントに掲示していますのでご確認ください。

林野火災警報中

禁止（30万以下の罰金又は拘留）

林野火災注意報中

使用は控えましょう（努力義務）

× 薪の使用



× 焚き火



× かまど・ピザ窯

○ 炭・ガスの使用は対象外



○ BBQ・七輪



○ ガス器具